

あいち地域安全
県民行動計画2023
(2023年度版)

2023年6月

愛知県安全なまちづくり推進協議会

目 次

1	はじめに	
	【計画策定の趣旨】	○
	【基本目標】	○
	【計画期間】	○
2	行動計画	
	I 防犯意識の醸成と地域防犯力の向上	○
	【主体別取組事項】	
	II 犯罪の起きにくい社会づくり	○
	【主体別取組事項】	
	III 県民の安全・安心を脅かす犯罪への対策の推進	○
	【主体別取組事項】	
3	愛知県安全なまちづくり推進協議会 名簿	○

1 はじめに

【計画策定の趣旨】

愛知県における犯罪の発生件数（刑法犯認知件数）は、2003年に戦後最多となる約22万5千件を記録したことから、2004年4月に「愛知県安全なまちづくり条例」を施行し、県民・行政・警察が一体となって犯罪のない安全なまちづくりのための取組を積極的に推進することとしました。

愛知県安全なまちづくり推進協議会は、この条例に基づき、県、県民、事業者、市町村等が一体となって犯罪のない安全なまちづくりを推進するため、2004年8月に設置されました。

愛知県では、2006年に「あいち地域安全緊急3か年戦略」を策定し、さらにその後3年ごとに地域安全戦略を策定して、県教育委員会、県警察と連携を図りながら、様々な施策を実施しております。

本協議会もこれに呼応する形で、県民、事業者、団体、市町村がそれぞれの立場において取り組むべき事項を示すものとして、2006年以降、毎年度、地域安全県民行動計画を取りまとめ、地域が一体となった「県民総ぐるみ運動」を展開してきました。

このような取組により、2003年に約22万5千件あった刑法犯認知件数は、2021年には約3万8千件と、2割を切るところまで減少させることができました。

しかしながら、2022年の刑法犯認知件数は13年ぶりに増加に転じ、特殊詐欺は、キャッシュカードを狙う手口が多発し、被害額は20億円を超えています。また、侵入盗、自動車盗等の県民の安全・安心を脅かす犯罪は身近で発生しており、依然として全国上位を占めています。

これらの犯罪には、地域や家族の絆を強めて防犯力を高めることがその防止に効果的であり、引き続き、県民、事業者、団体、市町村が一体となって、地域の防犯力の向上に向け県民総ぐるみで安全なまちづくりに取り組んでいく必要があります。

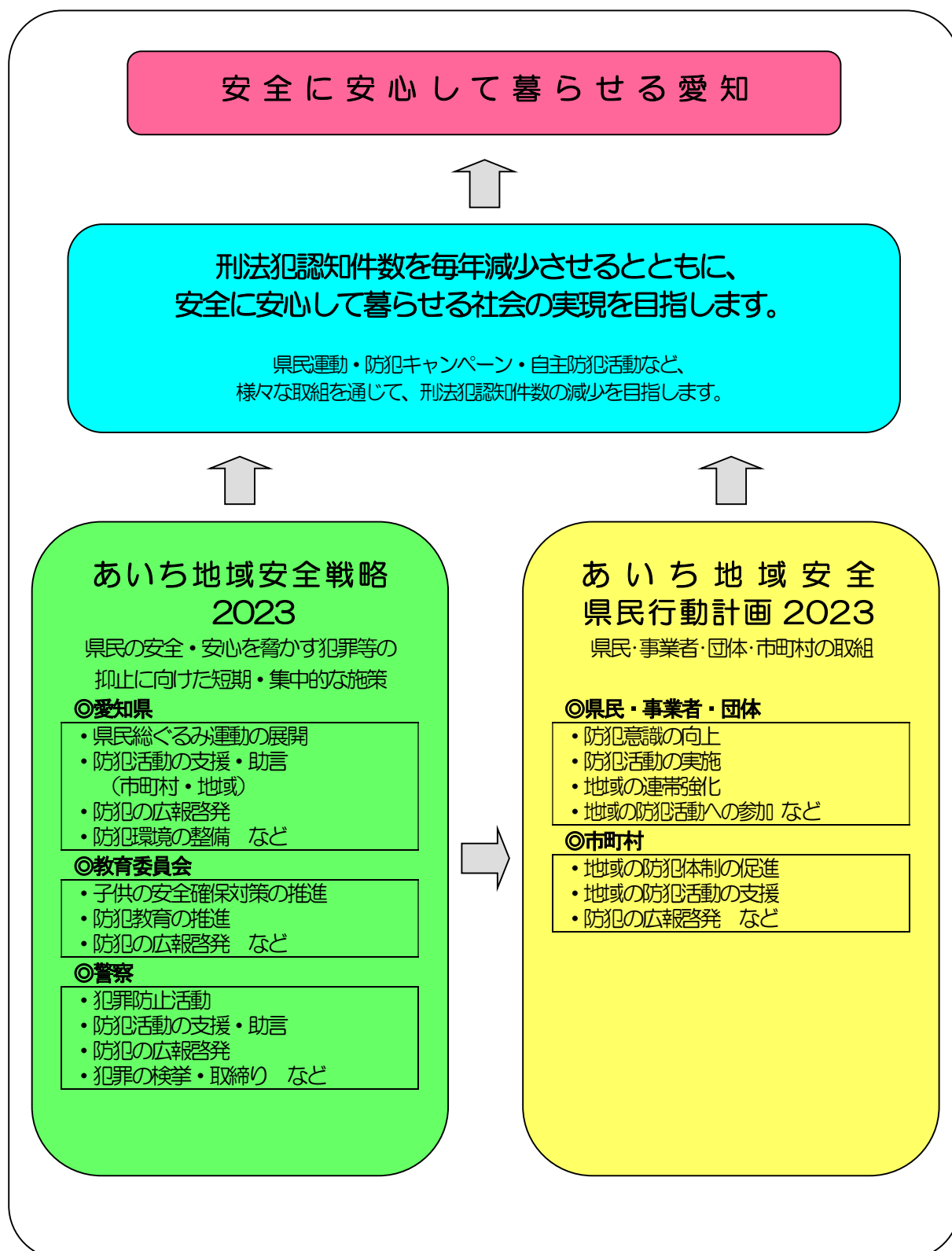
このたび、「あいち地域安全戦略2023」（以下「戦略2023」という。）に呼応した「あいち地域安全県民行動計画2023」（以下「県民行動計画2023」という。）の2023年度版をとりまとめましたので、本計画に基づき犯罪のない安全・安心なまちづくりを推進してまいります。

なお、各種取組に当たりましては、感染症等の拡大防止に配慮して、推進してまいります。

【基本目標】

刑法犯認知件数を毎年減少させるとともに、安全に安心して暮らせる社会の実現を目指します。

「県民行動計画2023」では、「戦略2023」で掲げた「刑法犯認知件数を毎年減少させるとともに、安全に安心して暮らせる社会の実現を目指します。」と軌を一にして同一の基本目標を設定します。



【計画期間】

2021年度から2023年度までの3年間の行動計画とします。

発展性を持たせた行動計画とするため、今後、更に充実・強化が期待される取組についても、できる限り取り入れていくこととし、毎年度見直しを図ります。

2 行動計画

「県民行動計画2023」は、「戦略2023」と呼応する形で、県と、県民、団体、事業者及び市町村が一体となって、県全体で安全なまちづくりに取り組んでいくことから、「戦略2023」が設定した3つの基本戦略（「Ⅰ 防犯意識の醸成と地域防犯力の向上」、「Ⅱ 犯罪の起きにくい社会づくり」、「Ⅲ 県民の安全・安心を脅かす犯罪への対策の推進」）に沿った形で、事業者団体、地域団体等、市町村、県民の主体別の取組指針を取りまとめました。

Ⅰ 防犯意識の醸成と地域防犯力の向上

子供から大人まで、県民一人一人が自分の身は自分で守ることを意識し、行動できるように、啓発や情報提供を行い、地域が一体となった県民総ぐるみ運動を展開して、防犯意識の醸成を図ります。

また、自主防犯組織の設立促進と活動の活発化を図るとともに、市町村が行う安全なまちづくり施策に対する協力、助言等を行い、県民、事業者、団体、市町村と連携を図りながら、地域防犯力を向上させます。

特に、若者世代への広報、啓発活動を推進し、防犯意識、規範意識の醸成を図るとともに、地域防犯への参画を働きかけます。

（「戦略2023」より）

犯罪にあわないためには、県民一人一人が自分の身は自分で守ることを意識し、行動することが大変重要であることから、地域、職場、学校、家庭等のあらゆる場所で防犯意識、防犯知識を高める取組を進めます。

また、それぞれの地域における目に見える形での防犯活動は、犯罪抑止に効果的であることから、地域の自主防犯団体の設立や防犯活動の活発化が重要となります。

そこで、県と、県民、事業者、団体及び市町村が連携を図り、地域における防犯活動を強化するとともに、組織体制を整備することで、具体的な防犯活動につなげていきます。

さらに、少子高齢化等の社会情勢の変化により、地域の防犯活動を担う人材の不足が見込まれることから、今後懸念される犯罪の発生やその増加に対し、次世代の安全・安心な地域づくりにつなげるため、若者世代への防犯意識の醸成、地域防犯活動への参加を促進します。

【主体別取組事項】

1 事業者団体

- 県、地域団体等、市町村と連携して四季の安全なまちづくり県民運動に参加するなど、防犯意識の醸成と具体的な防犯活動に取り組みます。
- 顧客、従業員等に対し、店内・車内・事業所内で、防犯に関する放送を実施します。
- 店舗等を地域安全の拠点とし、地域に密着した防犯活動を実施します。
- 活用できる様々な広報媒体を使って啓発を行います。
- 来客等にあいさつ・声かけを行うなど、安全安心な商店街づくり等を推進します。
- 新入社員研修などの各種研修会や朝礼などの機会を捉えて、会員及び従業員に対する防犯教育を繰り返し実施します。
- 会員及び従業員に防犯啓発ツール、防犯資機材等を配布・提供します。
- 会員、従業員及びその家族に積極的に防犯情報を提供します。
- 会員相互間で、防犯情報交換会を、年間開催回数を定めて実施します。
- 店舗相互間のネットワーク等を活用し、防犯情報の迅速な把握と共有化を図ります。
- 会員に対し、夜間や休業等により無人となる店舗、事業所、工場等は、夜間には現金の保管がないことを明示する「現金ゼロ防犯宣言」プレートを表示するよう呼びかけます。また、被害事例や防犯対策について情報提供し、注意喚起します。
- サイバー犯罪の最新手口に関する情報を積極的に収集し、サイバーセキュリティの向上に努めます。
- 地域住民等と連携した地域の防犯活動を実施します。
- 店頭や店舗駐車場を自主防犯団体の集合場所、防犯イベント・キャンペーンの活動場所等に提供します。
- 防犯ボランティア活動参加のための休暇制度の創設など、会員、従業員等が防犯活動に参加しやすい環境づくりへの取組を行います。
- 「防犯パトロール中」、「見守り活動実施中」のステッカー等を車体に貼付し、監視の目を光らせながら営業を行うとともに、犯罪を見つけた時には警察へ速やかな通報を行います。
- 地域住民、自主防犯団体等と物的面、人的面などで連携を図ります。
- 県の「安全なまちづくり・交通安全パートナーシップ制度」に参加し、安全なまちづくり活動を実践します。
- 企業の社会貢献活動（CSR活動）として地域防犯力の向上を掲げ、事業所内の警戒力を事業所周辺まで拡大させるなどの取組を行います。
- 夜間は、タクシーなどがコンビニエンスストアに立ち寄るなど、犯罪が起き

にくい環境を作ります。

- 契約者の緊急通報に基づき、最寄りの警備員資格乗務員のタクシーを急行させる取組を実施します。
- 企業の持つ技術を防犯対策へ活用することなどを検討し、防犯対策の普及を促進します。

2 地域団体等

- 県、事業者団体、市町村と連携して四季の安全なまちづくり県民運動に参加するなど、防犯意識の醸成と具体的な防犯活動のための啓発に取り組みます。
- 各種大会やイベント等の参加者に対し、防犯の啓発を実施します。
- 加盟団体、会員に対し、防犯情報の提供、注意喚起、研修会の実施などによる防犯教育を徹底します。
- 提供された防犯情報を、地域団体等が持つネットワークを活用して啓発に取り組みます。
- PTA活動等を通じて、保護者、児童生徒、園児に対する防犯意識の高揚のための取組（実践、参加型を中心に）を実施します。
- 地域の自主防犯活動への参加や協力、自主防犯団体の設立を積極的に支援します。
- 青色回転灯装備車を導入し、防犯パトロール活動の強化を図ります。
- 安全マップづくりなどを通して、地域の危険箇所を把握し、パトロール活動等を強化します。
- 多発する犯罪や、子供を狙った事案などを減少させるため、地域の特性に応じた独自の防犯活動を企画・実践し、その成果を他の地域と共有します。
- 地域の大学生、高校生、専門学生等と連携を図り、若者の防犯活動への参加を促進します。
- 希薄になった近所付き合いを取り戻すことをねらい、寄り合える場所のマップを作成し、地域のつながりを再生します。
- 登園、登校時における、園児・児童に対するあいさつ・声かけ活動を、重点実施日を設けて実施し、通行中の地域住民へも広げていきます。
- 県の「安全なまちづくり・交通安全パートナーシップ制度」に参加し、安全なまちづくり活動を実践します。
- 防犯情報の収集に努め、具体的かつ効果的な防犯活動に取り組みます。
- 市町村と連携して、「まちの防犯診断」に取り組みます。

3 市町村

- 四季の安全なまちづくり県民運動の実施期間に合わせ、防犯キャンペーン等を実施します。
- 地域住民の防犯意識の醸成を図るため、積極的に啓発を行います。
 - ・ 窓口、受付等における防犯一口広報の実施
 - ・ 広報紙、ケーブルテレビ等各種媒体を活用した防犯広報の実施
 - ・ 防犯ブザー、自転車ワイヤー錠、補助錠等防犯資材の配布
 - ・ 放置自転車クリーンキャンペーンの実施
 - ・ 防犯教室、防犯フォーラム等の開催
 - ・ 市町村の他事業と連携したマルチな防犯広報活動の実施
- 職員、来庁者に対し、防犯意識の醸成を図るため、定期的な庁内放送及び庁内ネットワークを活用し積極的に啓発を行います。
- 関係課による、防犯に関する意見交換を行います。
- 庁内情報ネットワークを活用し、職員に防犯情報をタイムリーに伝達します。
- メールにより、登録者へ防犯情報や不審者情報等を配信します。また、メール未登録者に対し、登録するよう積極的に呼びかけます。
- 安全マップを児童生徒に配布又は教室に掲示して、防犯意識の高揚を図ります。
- 女性の防犯意識の高揚を図るため、防犯教室の開催や防犯ブザーの提供等の広報啓発活動を実施します。
- 自主防犯団体の設立支援及び活動支援を行います。
- 自主防犯団体の基盤強化を図るため、高齢者のみならず若年層までの幅広い世代の防犯活動への参加を促進することにより、ボランティア活動が持続できる体制づくりを推進します。
- 防犯ボランティアリーダーを養成します。
- 自主防犯団体の活動状況を広報紙（誌）やホームページなどで紹介し、活動意欲の高揚を図るとともに、地域での認知度を向上させます。
- 職員が地域防犯活動などに参加しやすい職場環境づくりに取り組みます。
- 青色回転灯装備車や、防犯広報ステッカーを貼付した公用車によるパトロールを積極的に実施します。
- 公用車へのドライブレコーダー設置を推進し、地域防犯力の向上を推進します。
- 犯罪の発生状況や防犯対策等に関する情報を共有し、市町村が取り組む対策に反映させます。
- 地域の自主防犯団体、管轄警察署等と連携して、定期的な情報交換、意見交換の場を設けます。

- 地域の広報掲示板等を整備・充実し、防犯活動に役立つ情報配信に活用します。
- 不審者等に関する情報について、近隣市町村を含む関係機関と共有するとともに、地域に周知する仕組みを構築し、地域住民への迅速な情報提供に努めます。

4 県民

- 地域で実施される四季の安全なまちづくり県民運動に積極的に参加します。
- 地域で開催される防犯ボランティアの研修や防犯教室へ参加し、防犯関連情報を積極的に収集します。
- 犯罪にあわないための注意事項を家族で話し合うなど、防犯意識の向上に努めます。
 - ・ 特殊詐欺やサイバー犯罪の最新手口に関する情報を積極的に収集し、様々な機会に話題にすること。
 - ・ 外出時だけでなく在宅時においても戸締りを確認する等の生活習慣を身に付けること。
 - ・ 訪問者に対して不用意にドアを開ける前に、まずドアスコープやインターフォン越しなどで確認すること。対応する際も、ドアチェーンやドアロック越しに対応すること。
 - ・ 侵入盗や自動車関連窃盗などの犯罪に対する関心を高め、防犯に努めること。
- 市町村等がメール等で配信するタイムリーな防犯情報等を受信し、有効活用に努めます。
- 提供された防犯情報、防犯器具、アプリケーション等の新しい技術を活用し、具体的な防犯対策を講じます。
- 地域で行われる防犯パトロール等の活動に積極的に参加し、世代格差のない防犯活動に努めます。
- 近所でのウォーキングや犬の散歩などの際にも、不審者や危険箇所に対する意識を持って行動します。
- 隣近所へのあいさつ・声かけに努めるなど、地域の連帯を深めます。

II 犯罪の起きにくい社会づくり

再犯防止対策の推進や犯罪防止に配慮した住宅・公園・道路等の整備・普及、犯罪の温床となる歓楽街の環境浄化など、犯罪の起きにくい社会づくりを進めます。

(「戦略2023」より)

県と、県民、団体、事業者及び市町村が協働して、再犯の防止や防犯カメラの普

及促進など犯罪の起きにくいまちづくりを進めていきます。

また、身近な生活環境の点検を行い、放置自転車、ゴミの片付け、落書き消しなど、犯罪を誘発するおそれのある環境の解消に向けた活動を実施します。

【主体別取組事項】

1 事業者団体

- 20歳未満の者に対して、酒、たばこの販売を行わないよう、年齢確認をしっかりと行います。
- 18歳未満の者を有害役務営業で客に接する業務に従事させ又は客とすることのないように年齢確認をしっかりと行います。
- 犯罪・非行を防止し、罪を犯した人たちの立ち直りについて理解を深め、再犯防止に向けた就業支援、住居確保の支援等に協力します。
- 「地域コミュニティの担い手」として、街路灯、防犯カメラの設置など地域の防犯活動に寄与します。
- 犯罪被害者の駆け込みに対応するなどの、いわゆる駆け込み110番の家・店活動を実施します。
- 防犯設備士等による建物の防犯診断・防犯相談を実施します。
- 「防犯優良マンション認定制度」及び「防犯住宅認定制度」の普及を図ります。
- マンション及び戸建住宅の新改築において、CP建物部品（防犯性能の高い建物部品）等の導入を積極的に推奨します。
- 工場、事務所、倉庫等の建設に当たっては、死角をなくすような防犯設計に努め、塀、垣根の設置に際しても、不審者が隠れにくいよう視認性に配慮します。
また、侵入の足掛りとならないよう設備の配置や商品の管理を行います。
- 従業員、警備員等による巡回や声かけなどのソフト面及び照明設備や防犯カメラの設置、機械設備の導入などのハード面の対策により、駐車場や施設内に犯罪企図者が近づき難くするとともに、駐車場等が少年たちのたまり場になることを防ぐことにより、犯罪を未然に防止します。
- 住宅、駐車場、店舗等への防犯カメラ、センサー付きライト等防犯設備の普及を図ります。
- 酒類提供等営業（店舗を設け、客に酒類を提供し、客の接待をして営む営業）を営む者は、いわゆる「ぼったくり」と言われるような不当に高額な料金請求や違法な客引きを始めとした不法行為は行いません。
- 店舗賃貸契約に際し、違法な風俗営業等を行ったときは契約を解除できる旨の内容を規定します。
- 歓楽街の景観に関わるゴミの散乱、放置自転車、落書き等の阻害要因について、街並みの維持・改善のため地域団体等や市町村と連携してパトロール、清

掃活動等に取り組みます。

- 外国人の不法就労・不法滞在・所在不明防止のため、雇用契約時、住宅の賃貸契約時における身分と所在の確認をしっかりと行います。
- 暴力団を利用しない、暴力団に協力しない、暴力団と交渉しないための、暴力団排除の活動を推進します。

2 地域団体等

- 民生委員、児童委員等が協働して行っている非行犯罪防止活動が県内全域で行われるよう、未実施地域への普及強化を進めます。
- 児童生徒等の非行防止や居場所づくりに努めます。
- 犯罪・非行を防止し、罪を犯した人たちの立ち直りについて理解を深め、その協力を努めます。
- 「防犯優良マンション認定制度」及び「防犯住宅認定制度」の普及を図ります。
- 防犯グッズやC P建物部品等の普及を図ります。
- 防犯灯の管理を徹底するとともに、増設について検討し、市町村等に提言します。
- 違法な広告物・ビラ、違法駐車車両の放置等といった犯罪を誘発するおそれのある有害な環境の浄化に取り組みます。
- 防犯パトロールに併せて、管理が不適切な空き家や街灯のない駐車場など、犯罪が発生しやすい生活環境をチェックするとともに、落書き消しなどの改善を実施します。
- 学区（校区）内の清掃活動等のボランティア活動を強化し、子供の規範意識を向上させるとともに、生活環境をより良くします。
- 犯罪の多発場所等に街頭防犯カメラ及び防犯プレートの設置を検討します。
- 歓楽街の景観に関わるゴミの散乱、放置自転車、落書き等の阻害要因について、街並みの維持・改善のため事業者団体や市町村と連携してパトロール、清掃活動等に取り組みます。

3 市町村

- 青少年の非行・被害防止に取り組む県民運動を実施します。
- 犯罪・非行を防止し、罪を犯した人たちの立ち直りを支えるための理解と協力について周知するため、「社会を明るくする運動」を始めとした啓発活動を実施します。
- 住宅防犯診断などを通じた防犯性の高い住宅の普及、公園、道路等の整備に努めます。
- 庁舎の展示スペースや住民が集まるイベントの場などを利用して、C P建物

部品、自動車盗難防止装置等の防犯グッズの紹介を行います。

- 防犯灯の増設・改修及び一戸一灯運動の啓発などにより、安全な地域づくりに努めます。
- 犯罪を誘発するおそれのある有害な環境の浄化に取り組みます。
 - ・防犯上不適切な箇所等の調査
 - ・違法な屋外広告物の巡回パトロール及び除去活動の実施
 - ・ゴミ拾い活動、落書き消し活動などの実施
- 生活環境保全のため、管理が不適切な空き家等の所有者や管理者に対し、適正な管理を行うよう呼びかけます。
- 公共施設への防犯カメラの設置に努めるとともに、地域団体等が防犯カメラを設置できるよう、地域の実情に応じて、防犯カメラ設置補助制度の拡充に努めます。あるいは、創設を検討します。
- 歓楽街の景観に関わるゴミの散乱、放置自転車、落書き等について、街並みの維持・改善のため事業者団体や地域団体等と連携してパトロール、清掃活動等に取り組みます。
- テレビ、ラジオ等による防犯広報、外国人を対象とした防犯講話など、外国人も安心して暮らせる総合対策を推進します。
- 不法就労・不法滞在防止のための広報啓発活動を推進します。

4 県民

- 青少年の非行・被害防止に取り組む県民運動に参加します。
- 犯罪・非行を防止し、罪を犯した人たちの立ち直りについて理解を深め、その協力を努めます。
- 防犯カメラ、センサーライトの設置、玄関・窓等へのC P建物部品等の導入及び補助錠の設置、樹木の剪定及び照明設備による見通しの確保、防犯砂利の導入等、住宅の防犯性の向上に努めます。
- 敷地内に脚立など侵入の足掛りとなるものや、段ボール等の可燃性のものを放置しないようにします。
- 門灯・玄関灯などの照度を確保し、一戸一灯運動に協力することにより、夜間における地域の安全確保に努めます。
- マンションや住宅を購入・建築する際には、防犯性を十分に考慮します。
- 生活環境保全のため空き家の適正な管理に努めます。
- いわゆる「ぼったくり」と言われる不当に高額な料金請求等の被害者とならないよう、違法な客引きや時間外営業等を行う酒類提供等営業の営業所を利用しないようにします。
- 防犯や再犯防止、非行防止などのボランティア活動に積極的に参加し、居住地の防犯環境の改善に努めます。

Ⅲ 県民の安全・安心を脅かす犯罪への対策の推進

特殊詐欺、侵入盗、自動車盗の対策に取り組むとともに、学校、地域、家庭、警察などが一体となって、子供を犯罪から守るための安全対策や女性・高齢者・障害者が被害者となる犯罪を防止するための対策を進めます。

また、組織化された犯行グループにより連続的に行われる犯罪や新手の犯罪、サイバー空間における犯罪、性犯罪・性暴力への対策など県民の安全・安心を脅かす犯罪に迅速、的確に対応し、被害の未然防止・拡大防止・被害者の支援を推進します。

（「戦略2023」より）

特殊詐欺、侵入盗、自動車盗や、本県の刑法犯認知件数に占める割合の高い自転車盗、万引きなどについては、県民一人一人や事業者が防犯のポイントを理解し、日常的に実践することにより防ぐことができます。

また、犯罪情勢等の情報収集を通じて、新たな犯行手口やその防犯対策の知識などを得ておくことが大切です。

そこで、地域、職場、学校、家庭等で、これらの犯罪に対して、自ら取り組むことのできる防犯対策を実践していきます。

また、地域社会において、学校、保育所等と連携しながら、子供を犯罪から守るための体制を整備し、子供の安全の確保を図るとともに、子供自らも犯罪等の危険から身を守るための意識付けをするための教育、訓練等を実施します。

さらに、性犯罪・性暴力対策の強化や女性・高齢者・障害者が被害者となる犯罪を防止するための取組を展開するとともに、すべての県民の安全・安心な生活を守る地域社会を保つためには、思いもかけず被害に遭われた方の被害を回復し、平穏な生活を送れるようにする必要があるため、犯罪被害者等を支える取組を進めます。

【主体別取組事項】

1 事業者団体

〔広報啓発活動、検挙につながる街頭活動の重点実施〕

- 警察、行政等から提供される防犯情報により、最新の犯罪情勢を把握し、必要な防犯対策を講じるとともに、その情報を社員等にも提供し、具体的な防犯活動を促進します。
- 犯罪防止のポスターやイラスト等を駅や施設等の顧客から視認できる場所に掲示し、啓発に努めます。
- 他人の家を覗き込んでいたりするような不審者や同じところを何度も通行する不審車両などを見かけた際は、警察へ通報・情報提供するなど、地域が連携した抑止活動に協力します。
- 行政、警察、地域団体等と連携して、街頭啓発キャンペーンや合同パトロー

ル活動、防犯教室、防犯訓練などの活動に参加します。

〔県民に多大な不安を与える犯罪・多発する犯罪への対策〕

《特殊詐欺》

- SNS等を通じて高額収入等の甘言を用い、窃盗や特殊詐欺等の犯罪に加担することの募集には応じないよう啓発、教育を実施します。
- 怪しい電話、心当たりのないメール・郵便物等を受け取ったときは必ず家族や警察等に相談することを広報啓発し、意識の徹底を図ります。
- 店舗窓口における一口広報のほか、高齢者の高額振り込み、高額引き出しなど、特殊詐欺の被害が懸念される場合は、積極的な声かけ活動を進めるとともに警察に通報するなど、特殊詐欺の被害を発生させないようにします。
- 架空料金請求詐欺等の被害防止のため、コンビニエンスストアなどにおいては、電子マネー購入客や収納代行利用客への積極的な声掛けを実施します。
- ATMの利用について、事業者による利用限度額の引き下げのほか、顧客による利用限度額の引き下げを働き掛けます。
- 特殊詐欺の被害防止のため、ATM付近への注意喚起ポスターの掲示や店内放送等での呼びかけを実施するとともに、「STOP！ATMでの携帯電話」運動の周知に努めます。
- 「特殊詐欺捜査協力報奨金制度」の周知に努めます。
- 会員、従業員等に対し、特殊詐欺の被害防止に効果的な研修会等を実施します。
- 特殊詐欺等の被害防止対策に有効な自動録音機能や着信拒否機能の付いた電話機等の普及を図ります。
- 商品等の流通及び役務の提供に際し、特殊詐欺の手段に利用されないための措置を講ずるように努めるとともに、被害防止のための広報啓発に努めます。
- 宅配便の荷受け時において、利用客に対し現金が宅配便に在中していないか、積極的に声かけを実施します。
- 県警による特殊詐欺多発警報（以下「多発警報」という。）発令時には、発令対象地域において発生手口に応じ利用者への声掛け、店内放送等により被害防止の対策を強化します。

《侵入盗》

- CP建物部品等及び防犯性の高い住宅の普及を図ります。
- 玄関、窓のツーロック及び補助錠の普及を図ります。
- 宅配業者の訪問を偽装して侵入する手口の対策として、宅配ボックス等を活用した非対面形式の宅配方法の普及を促進します。
- 無締まりによる被害防止のための広報啓発活動を実施します。
- 「住宅ドロボウ通報応援制度」の実施により110番通報を呼びかけます。
- 店舗、事務所等に不要不急の現金を保管しないように努めます。

《自動車》

- 盗難防止対策として、ハンドル固定装置、タイヤロック等複数の防犯装置を取り付ける対策を推進するとともに、純正セキュリティとは別に、イモビライザ、警報器、GPS装置等、追加の電子機器類の取り付けを推奨します。
- 自動車関連窃盗等の被害実態及び新たな手口の周知に努め、被害防止対策の普及を図るとともに、啓発活動を推進します。
- ナンバープレート盗難の被害防止に有効な盗難防止ネジの普及を図ります。
- 「自動車関連窃盗情報報奨金制度」の継続実施により110番通報の促進を呼び掛けます。
- 街路灯整備や出入口の施錠管理など駐車場における防犯環境の整備に努めます。

《自転車》

- 自転車盗対策として、ツーロックを呼びかけるポスターの掲示などの広報啓発活動を実施するとともに、防犯性の高い施錠設備の普及を図ります。
- 顧客・従業員に対し、店内・車内・事業所内で、放置自転車を減らすための啓発を行います。
- 駐輪場の防犯環境の整備に努めます。

《万引き》

- 死角をなくすなど、万引きのしにくい店舗づくりを行います。
- 警備員の巡回、店員による積極的な声かけなどのソフト面の対策及び防犯カメラの設置、増設、防犯タグ付値札の活用などのハード面の対策により、万引き被害を防止します。

《自動販売機ねらい》

- 自動販売機は、集金を頻繁に行います。
- 鍵穴や扉部分に堅固なカバーやチェーンなどを取り付けます。
- 愛知県自動販売防犯対策協議会による情報報奨金制度の継続実施により110番通報の促進を呼び掛けます。
- 堅牢な自動販売機の導入や自動販売機への警報装置の設置等により防犯性能の強化に努めます。

《薬物乱用防止》

- 薬物乱用防止キャンペーンの開催、啓発用ポスターの掲示及び啓発資材の配布を行い、薬物乱用の危険性を訴えます。

《暴力団排除》

- 暴力団排除の「三ない運動+1」（「暴力団を利用しない」、「暴力団を恐れない」、「暴力団に金を出さない」、「暴力団と交際しない」）を実践するとともに、暴力団の排除に資する情報を知ったときは、警察に情報提供します。

- 警察や関係団体との連携を強化し、暴力団排除宣言、暴力追放ステッカー、暴力追放ポスターを事業所の出入口等目立つところに掲示します。
- 各事業所等において、暴力団等からの不当要求に対する対応体制の整備、社員研修等を行う不当要求防止責任者を選任し、講習を積極的に受講します。
- 取引に際し、契約書等に暴力団排除条項を整備するとともに、暴力団等ではないことの表明・確約書の作成、提出に努めます。
- 暴力団離脱者の就労支援活動を、警察、愛知県暴力追放運動推進センター、県、市町村、職業安定機関等と連携して推進します。

《サイバーセキュリティ対策》

- 会員、従業員に対し、サイバー犯罪に遭わないための情報セキュリティに関する教育を積極的に実施し、セキュリティ意識の向上を図ります。
- セキュリティポリシーを策定し、サーバーやパソコンのOS及びウイルス対策ソフトを最新の状態にするなど、サイバー犯罪の被害に遭わないよう十分な防御措置をとることにより、サプライチェーンを含めた情報セキュリティを向上させます。
- 会員、関連事業者等に、会員情報等の流出に見られるような、フィッシングサイト等のサイバー犯罪の手口や被害防止対策について周知を図ります。
- インターネットバンキングの不正送金を始めとしたサイバー犯罪や企業を対象としたサイバー攻撃の未然・拡大防止等を図るための共同対処協定等に基づく、情報共有、被害拡大防止対策を図ります。

〔子供の安全対策の推進〕

- 子供の安全確保のために、事業所、店舗をこども110番の家として活用します。
- 子供の登下校時の見守り活動の実施や、店頭等において積極的に声かけを行うほか、子供の安全確保のため、防犯カメラを活用します。
- 子供が携帯電話やスマートフォン等を安全に使用するため、販売する際には、フィルタリングの利用促進に努めます。
- 顧客、従業員等に対し、JKビジネスを始め児童買春や児童ポルノ製造等の子供の性被害防止に関する啓発を実施します。

〔女性・高齢者・障害者に対する犯罪対策の推進〕

- 女性従業員を対象とした防犯訓練等の研修会を実施します。
- 女性従業員に対して、性犯罪等に対する注意喚起を促す声かけを行います。
- 女性・高齢者・障害者が犯罪被害から逃れるための場所や通報場所として店舗等を活用できる事業者は、その情報発信を積極的に行い、犯罪の防止に協力します。
- 顧客、従業員等に対し、ストーカー・DVの被害防止に関する啓発を実施します。

- 犯罪被害防止のための防犯ブザーの普及を推進します。

〔犯罪被害者等への支援〕

- 性犯罪・性暴力への理解を深め、お互いが加害者、被害者、傍観者にならないための啓発、教養を図ります。
- 性犯罪・性暴力等のワンストップ支援センターなど、相談支援体制の周知に努めます。
- 犯罪被害者等への理解を深め、被害者等を支える地域社会づくりを進めるように努めます。

2 地域団体等

〔広報啓発活動、検挙につながる街頭活動の重点実施〕

- 警察、行政等から提供される防犯情報により、最新の犯罪情勢を把握し、活動を通じた啓発に努め、具体的な防犯活動を促進します。
- 青色回転灯装備車を導入し、防犯パトロール活動の強化を図ります。
- 多発する犯罪を減少させるため、地域の特性に応じた独自の防犯活動を企画・実践し、その成果を他の地域と共有します。
- 他人の家を覗き込んでいたりするような不審者や同じところを何度も通行する不審車両などを見かけた際は、警察へ通報するなど、地域が連携した抑止活動に協力します。
- 行政、警察、事業者等と連携して、街頭啓発キャンペーンや合同パトロール活動、防犯教室、防犯訓練などの活動に参加します。

〔県民に多大な不安を与える犯罪・多発する犯罪への対策〕

- 専門家等を招いた講演形式のほか、オンラインやインターネット動画など状況に合わせた防犯教室や防犯診断を開催します。
- 愛知県警察公式アプリ「アイチポリス」等を活用して防犯情報を収集し、防犯パトロールコースを設定するなど、効果的な防犯活動を実施します。
- 怪しい電話、心当たりのないメール・郵便物等を受け取ったときは必ず家族や警察等に相談することを広報啓発し、意識の徹底を図ります。
- 地域での特殊詐欺被害防止の啓発活動を実施します。
- SNS等を通じて高額収入等の甘言を用い、窃盗や特殊詐欺等の犯罪に加担することの募集に若者達が応じないように注意喚起をします。
- 「多発警報」発令時には、発令対象地域において携帯電話で通話しながらATMを操作するなど被害が疑われる人への声掛けや不審者の発見を目的としたパトロールの強化に努めます。
- 宅配業者の訪問を偽装して侵入する手口の対策として、宅配ボックス等を活用した非対面形式の宅配方法の普及を促進します。
- 薬物乱用防止啓発用ポスターの掲示及び啓発資材の配布を行い、薬物乱用の

危険性を訴えます。

- 暴力団排除の「三ない運動+1」（「暴力団を利用しない」、「暴力団を恐れない」、「暴力団に金を出さない」、「暴力団と交際しない」）を推進します。
- 暴力団犯罪の未然防止のため、警察に情報を提供します。
- 暴力団が介在しにくい安全なまちづくりを、警察や行政機関、関係団体、地域住民と連携して推進します。
- 各種会合や研修等の機会を通じて、県民にサイバー犯罪に遭わないための情報セキュリティの重要性を訴えかけます。
- 警察や自治体と連携し、サイバー犯罪被害の防止に向けた広報啓発活動に努めます。

〔子供の安全対策の推進〕

- 通学路等における子供の安全対策を推進するため、地域の特性に応じた独自の防犯活動を企画・実践し、その成果を他の地域と共有します。
- 学校や家庭、登下校時における安全について、保護者等を含めた防犯教室等を実施します。
- 幼稚園・保育所等の門扉・フェンスや防犯カメラ等の防犯施設・設備の整備に努めるとともに、登園時の園児等の防犯対策（園等と保護者の連携・通園バスの防犯対策等）を実施します。
- 通学路等の点検を行い、危険箇所を把握し、児童生徒に周知するとともに、安全マップの見直しを行います。
- 見守り隊の活動に参加し、子供の見守り体制を確立するとともに、子供の安全確保のための実践事例をホームページに掲載します。
- 警察、学校と連携し、こども110番の家の拡充を図るとともに、子供達が利用しやすい環境づくりに努めます。
- 県、市町村等と連携し、保育所、学校等の間で不審者情報の共有を図るとともに、園児・児童生徒・保護者への円滑な情報提供に努めます。
- 子供が携帯電話やスマートフォンを安全に使うために有効なフィルタリングの設定を促進する啓発活動を実施します。
- インターネットや携帯電話、スマートフォン等を利用した犯罪の被害に遭わないための防犯教室を実施します。
- 児童虐待等の早期発見、早期対応につなげるため、予兆を見知った場合は速やかに関係機関に連絡するとともに、児童虐待防止の広報啓発活動を実施します。

〔女性・高齢者・障害者に対する犯罪対策の推進〕

- 女性の安全対策を推進するため、地域の特性に応じた独自の防犯活動を企画・実践し、その成果を他の地域と共有します。

- 加盟団体、会員、職員の女性を対象に、チラシや文書等により性犯罪等に対する注意喚起を行うとともに、防犯教室、護身術訓練等の研修会を実施します。
- 女性・高齢者・障害者を狙った犯罪防止のための広報啓発活動を実施します。
- 講演形式の他、オンラインやインターネット動画など状況に合わせた防犯教室を開催します。
- 特殊詐欺など高齢者を狙った犯罪の被害防止活動に取り組みます。
- 所属する団体の役割に応じて、女性・高齢者・障害者への声かけや見守りを行います。

【犯罪被害者等への支援】

- 犯罪被害者等への理解を深め、被害者等を支える地域社会づくりを進めるように努めます。
- 犯罪被害者等の支援に関する相談・支援体制について、関係機関・団体と連携し、地域住民等への周知に努めます。
- 被害者支援連絡協議会を始めとした各種会議等を通じ、犯罪被害者等の支援に関する施策について、情報共有を図ります。
- 性犯罪・性暴力への理解を深め、加害者、被害者、傍観者にならないための、広報啓発活動を実施します。

3 市町村

【広報啓発活動、検挙につながる街頭活動の重点実施】

- 県、警察との緊密な連携により地域の犯罪情勢を把握し、自ら持つネットワークを始め各種広報媒体を活用した啓発活動を推進します。
- 犯罪が多発する地域を重点地区に指定し、広報啓発活動、パトロール活動、専門家による防犯診断等を集中的に実施します。
- 青色回転灯装備車による防犯パトロール活動や広報啓発活動を実施します。
- 地域住民等が不審者（車）を発見した際は警察へ通報するなど、地域が連携して抑止に取り組みます。
- 県、警察、各種業界団体等と連携した街頭キャンペーン、広報啓発活動等を実施します。

【県民に多大な不安を与える犯罪・多発する犯罪への対策】

- SNS等を通じて高額収入等の甘言を用い、窃盗や特殊詐欺等の犯罪に加担することを募集する「闇バイト」の危険性に関する情報の広報に努めます。
- 怪しい電話、心当たりのないメール・郵便物等を受け取ったときは必ず家族や警察等に相談することを広報啓発し、意識の徹底を図ります。
- 特殊詐欺の被害防止対策として自動録音機能や着信拒否機能の付いた電話機

等の有効性について啓発して普及を図るとともに、地域の実情に応じて、設置補助金制度等の創設に努めます。

- 特殊詐欺の新たな手口や多発する手口、「受け子」、「架け子」の問題など、様々な世代への広報啓発を実施します。
- 「多発警報」発令時には、広報ツールを利用したタイムリーな情報発信に努めるとともに、あらゆる住民応接の機会に注意喚起します。
- 防犯カメラやCP建物部品、補助錠の活用、防犯性の高い金庫の設置のほか、不要不急の現金の不保管等について啓発をして普及を図るとともに、地域の実情に応じて、防犯対策設備及び機器の設置補助金制度等の創設など侵入盗の抑止に努めます。
- 宅配業者の訪問を偽装する者への対策として、宅配ボックス等を活用した非対面形式の宅配方法の普及を促進します。
- 住宅対象侵入盗対策や自動車盗対策として玄関や駐車場等に設置する家庭用防犯カメラの有効性について啓発し、普及を図ります。
- 自動車関連窃盗等の被害実態の周知に努め、被害防止対策の啓発活動を推進します。
- 自転車盗や万引きなどについて、公共施設等に注意喚起看板、ポスター等を設置します。また、自転車盗対策として、ツーロックの普及のための広報啓発活動を実施します。
- 駅前輪場等での自転車盗難防止キャンペーンや自転車の施錠指導を実施するとともに、放置自転車の撤去を行います。また、盗難被害が多発する駐輪場へ防犯カメラの導入に努めます。
- 薬物乱用防止の広報啓発に努め、薬物乱用の危険性を訴えます。
- 市町村の事務・事業及び公の施設の利用が暴力団を利することにならないようにします。
- 職員、地域住民に、サイバー犯罪の危険性、情報セキュリティの重要性等について周知します。
- 地域住民がサイバー犯罪の被害に遭わないために、関係機関と連携を強化し、被害防止の広報啓発に努めます。

〔子供の安全対策の推進〕

- 小中学校で、児童生徒対象の参加型やオンライン学習型などの防犯教室や教職員対象の不審者侵入防止訓練を実施します。
- 児童生徒に対し、ホームルーム、地域での集まり等を活用して、不審者等に関する情報の提供を行い、危険から身を守るための対策等の講習を実施します。
- 小中学校等の門扉・フェンスや防犯カメラの整備に努めます。
- 通学地下道等に、地域の実情を踏まえ、防犯カメラや非常警報装置の設置に

努めます。

- 登下校時の見守り等を自主防犯団体に委嘱するなどして実施します。
- 青色回転灯装備車による下校時のパトロールを実施します。
- 安全・安心な子供の活動拠点（放課後子供教室、放課後児童クラブ）を設けます。
- スクールガードによる安全対策を推進します。
- 安全マップの作成、改訂を行います。
- メール、行政防災無線、ホームページにより、きめ細かく、即時性のある安全情報・不審者情報の提供に努めるとともに、その情報の確実な伝達を図るための訓練を実施します。
- 不審者等に関する情報について、近隣市町村を含む関係機関と共有するとともに、地域に周知する仕組みを構築し、地域住民への迅速な情報提供に努めます。
- 小・中・高等学校等で、児童生徒・保護者対象のサイバー犯罪防止講話や、スマートフォン・携帯電話の安全利用のためのイベント等の啓発活動を推進します。
- JKビジネスを始め児童買春や児童ポルノ製造等の子供の性被害防止に関する正しい知識を普及させるように努めるとともに、被害者への支援を切れ目なく行います。
- 児童虐待防止の啓発を図るため、オレンジリボン運動を展開するとともに、児童虐待相談に適切に対応できるよう体制強化に努めます。
- 虐待事案は、児童相談所や警察のみならず、教育関係、福祉関係など関係機関が連携して対応するよう努めます。

【女性・高齢者・障害者に対する犯罪対策の推進】

- 庁舎の展示スペースや住民が集まるイベント等を利用して、ストーカー・DV対策を広報します。
- ストーカー・DVの被害防止に関する正しい知識を普及させるよう努めるとともに、被害者への支援を切れ目なく行います。
- 職員等が高齢者世帯を訪問する際や、敬老会など、高齢者が集まる機会を捉えて、高齢者に直接、犯罪情報の提供、注意喚起や防犯教室を実施します。
- 地域の実情に応じた高齢者の見守り体制を構築し、関係機関との連携を図りながら、高齢者の見守り活動を推進します。
- 障害のある人が地域社会において安全・安心な生活を送ることができるよう、福祉サービスや虐待に関する相談に応じます。

【犯罪被害者等への支援】

- 各種媒体や会議等を通じ、犯罪被害者等の支援に関する情報共有を図るとともに、広報啓発活動を実施します。

- 犯罪被害者等への理解を深め、被害者等を支える地域社会づくりを進めるように努めます。
- 性犯罪・性暴力による被害を受けた場合の各種支援策の周知に努めます。

4 県民

〔広報啓発活動、検挙につながる街頭活動の重点実施〕

- 警察、行政等から提供される防犯情報を活用して地域の犯罪情勢を把握し、自主防犯に努めるとともに、地域との連帯感を高め、安全なまちづくりに参画します。
- 他人の家を覗き込んでいたりするような不審者や同じところを何度も通行する不審車両などを見かけた際は、警察へ通報するなど、地域が連携して抑止に取り組みます。
- 行政、警察、地域団体等が開催する、防犯パトロール活動、防犯教室などに積極的に参加し、防犯知識の向上に取り組みます。

〔県民に多大な不安を与える犯罪・多発する犯罪への対策〕

- 特殊詐欺の被害にあわないよう、怪しい電話があったときは、相手を確認し、一度電話を切って、自分で判断せずに家族や警察等に必ず相談します。また、心当たりのないメールや郵便物等を受け取ったときも相談します。
- 日ごろから家族間や地域のコミュニケーションを図り、家族や地域の絆で被害を防ぐよう心掛けます。また、新しい犯罪手口について、家族で共有し、犯罪被害防止に努めます。
- ATMでの利用限度額を引き下げるなどの対策に努めます。
- パソコン画面に突然表示される「ウイルス感染」の警告、「有料会員登録料」の請求に関する問い合わせ先や有料サイト等の未納料金を請求するメールに記載された連絡先には電話しないようにします。
- 他人にキャッシュカードを渡しません。また、キャッシュカードを封筒に入れて保管を依頼されても応じません。
- キャッシュカードの暗証番号を尋ねたり、自宅内の現金保管状況や資産状況等を尋ねるなどの不審な電話には決して答えることなく、直ちに警察へ通報します。
- 「STOP! ATMでの携帯電話」運動に協力し、ATMの操作中に携帯電話等を使用しないよう注意するほか、携帯電話を使用しながらATMを操作する高齢者など、特殊詐欺の被害が疑われる者を見かけたときには、積極的に声掛けし、警察へ通報します。
- 怪しい電話やメールを直接受けないように、自動通話録音機、留守番電話や迷惑メール防止等の機能を活用します。
- SNSなどによる怪しい求人等に応じることなく、「受け子」、「架け子」

など特殊詐欺を始めとした犯罪には絶対に加担しません。

- 「多発警報」発令時には、家族や周囲の方へ必ず注意を呼び掛けます。
- 短時間の外出でも住居・物置・車庫等の施錠の徹底を図るとともに、窓やドアはツーロックにします。また長期外出時には、外出していることをSNS等に載せない、新聞の配達を止めるなど、不在を悟られない対策を実施します。
- 防犯カメラ、CP建物部品、補助錠など防犯器具の活用に努めます。
- 自宅に不要不急の多額の現金を保管しないように努めます。
- 宅配業者の訪問を偽装する者への対策として、宅配ボックス等を活用した非対面形式の宅配方法の導入に努めます。
- 短時間でも自動車を離れるときは、必ずエンジンを停止し、ドアロックをするとともに、車内にエンジンキーやバッグ等を置いたままにしません。また、純正のセキュリティだけではなく、追加のイモビライザ、警報器等の盗難防止装置、ナンバープレート盗難防止ネジの導入に努めます。
- 自動車の鍵を適切に保管し、リレーアタック等の被害に遭わないように努めます。
- 駐車(輪)場を利用する場合には、明るく管理された見通しのよい駐車(輪)場を選びます。
- 自転車はツーロック装置付を購入したり、ワイヤー錠などを使用して、ツーロックにします。
- 違法薬物の危険性について家族で話し合い、家庭内に薬物乱用防止意識を醸成します。
- 暴力団排除の「三ない運動+1」(「暴力団を利用しない」、「暴力団を恐れない」、「暴力団に金を出さない」、「暴力団と交際しない」)を推進します。
- 暴力団の排除に資すると認められる情報を知ったときは、県・警察に対し、情報を提供します。
- 青少年を暴力団に加入させない、又は、暴力団の排除の重要性を認識して暴力団に対する正しい理解の下に行動することができるように、青少年に対する指導及び助言を行うよう努めます。
- インターネットの利便性の裏に潜むフィッシングサイトなどの危険性について認識し、セキュリティ意識の向上に努めます。
- サイバー犯罪から財産や情報を守るため、ウイルス対策ソフトを最新の状態にし、IDやパスワードを確実に管理するなどして、インターネットを安全に利用します。
- 日々巧妙化、複雑化するサイバー犯罪に対して、行政、警察等が発信する情報を収集して知識を高め、被害に遭わない対策に取り組みます。

〔子供の安全対策の推進〕

- 安易な画像投稿が大きな社会問題を起こしかねないことを理解して、適正に

SNSなどを利用します。

- 子供の登下校時に合わせて、屋外の清掃や花・草木への水やり等を行うことにより、監視の目となります。
- 子供の通学経路を子供と保護者等で確認し合い、その安全性を家庭でも点検します。
- 子供の健全育成を図るため、地域の環境浄化運動等に積極的に参加します。
- 地域の一員として、子供や子育てを見守るとともに、子供や家族の様子が気になる場合は、相談機関や児童相談所、警察に相談します。
- 子供が身の危険を感じたときに助けを求めて駆け込める緊急避難場所である「こども110番の家」の設置に協力します。
- 子供が携帯電話やスマートフォンを使うときは、安全のためフィルタリングを設定するほか、子供がサイバー犯罪の被害者にならないように、家庭で話し合うように心掛けるとともに、インターネット利用について家庭内でルールを定めます。
- JKビジネスを始め児童買春や児童ポルノ製造等の子供の性被害防止について、正しい知識を得るように努めます。
- 虐待を受けたと思われる子供がいたら、すぐに児童相談所虐待対応ダイヤル「189（いちはやく）」に通報する。または最寄りの市町村や児童相談所等へ通告します。

【女性・高齢者・障害者に対する犯罪対策の推進】

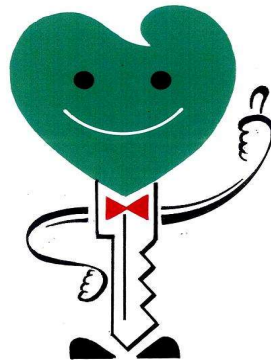
- 女性を狙った性犯罪等にあわないよう「暗い道、人通りの少ない道は通らない」「防犯ブザーを携帯してすぐに使える状態にしておく」など、常に防犯意識を持って行動します。
- 地域等で開催される防犯教室、護身術訓練等の研修会に参加するなど、防犯知識・技術の習得に努めます。
- 身近な女性・高齢者・障害者の異変を感じたら、市町村窓口へ連絡します。
- 女性・高齢者・障害者を狙った犯罪の防犯対策を家庭で話し合うよう心掛けます。また、別居の場合は、家族同士お互いに連絡し合い、犯罪にあわないための防犯対策を話し合うよう心掛けます。
- ストーカー・DV被害の防止について、正しい知識を得るように努めます。

【犯罪被害者等への支援】

- 犯罪被害者等への理解を深め、被害者等を支える地域社会づくりを進めるように努めます。
- 誰もが性犯罪・性暴力の加害者・被害者・傍観者とならないように、性犯罪・性暴力への理解に努めます。
- 性犯罪・性暴力が起こっていると思われる状況を知ったときは、すぐに行政や警察、ワンストップ支援センターなどに通報又は相談します。

3 愛知県安全なまちづくり推進協議会 名簿

会 長		愛知県知事
副会長(4名)		愛知県警察本部長 名古屋市長 愛知県商店街振興組合連合会理事長 公益社団法人愛知県防犯協会連合会会長
委 員	行政機関(4名)	愛知県教育委員会教育長 名古屋市教育委員会教育長 愛知県市長会長 愛知県町村会長
	事業者団体(26名)	公益社団法人愛知建築士会会長 愛知県セルフガード協会会長 一般社団法人愛知県警備業協会会長 一般社団法人愛知ビルメンテナンス協会会長 一般社団法人不動産協会中部支部長 一般社団法人愛知県建設業協会会長 名古屋駐車協会会長 中部鉄道協会会長 日本チェーンストア協会中部支部長 愛知県コンビニエンスストア防犯対策協議会会長 中部百貨店協会会長 愛知県金融機関防犯対策協議会会長 日本貸金業協会愛知県支部事務長 愛知県自動車盗難等防止協議会会長 愛知県自転車モーター商協同組合理事長 愛知県自動販売防犯対策協議会会長 愛知県石油商業組合理事長 愛知県タクシー協会会長 名古屋タクシー協会会長 一般社団法人愛知県生活衛生同業組合連合会会長 愛知県カラオケボックス協会会長 愛知県遊技業協同組合理事長 一般社団法人中部経済連合会会長 愛知県商工会議所連合会会長 愛知県商工会連合会会長 公益社団法人日本青年会議所東海地区愛知ブロック協議会会長
	地域団体等(17名)	愛知県青少年育成県民会議会長 愛知県女性団体連盟会長 公益財団法人愛知県老人クラブ連合会会長 日本労働組合総連合会愛知県連合会会長 社会福祉法人愛知県社会福祉協議会会長 愛知県国公立幼稚園・こども園長会会長 公益社団法人愛知県私立幼稚園連盟会長 愛知県小中学校長会会長 名古屋市立小中学校長会会長 愛知県公立高等学校長会会長 愛知県私学協会会長 愛知県国公立幼稚園・こども園PTA連絡協議会会長 愛知県小中学校PTA連絡協議会会長 愛知県公立高等学校PTA連合会会長 愛知県私立幼稚園PTA連合協議会会長 公益財団法人愛知県暴力追放運動推進センター理事長 公益社団法人被害者サポートセンターあいち会長
合 計		52名



AICHI
安全なまちづくり

アンキーくん

このマークは、一般公募により愛知県の安全なまちづくりのシンボルマークと定めたもので、ハートと鍵をモチーフとしてデザインされています。

名前も一般公募により名付けられたもので、安全安心の「アン」と鍵の「キー」を合わせた「アンキー」が「安気」に通じることから、「アンキーくん」と名付けられました。

【愛知県安全なまちづくり推進協議会事務局】

愛知県 防災安全局 県民安全課 安全なまちづくりグループ

〒460-8501

名古屋市中区三の丸三丁目1番2号

電話 052-954-6176 (ダイヤルイン)

FAX 052-954-6910

愛知県警察本部 生活安全部 生活安全総務課

〒460-8502

名古屋市中区三の丸二丁目1番1号

電話 052-951-1611 (代表)

FAX 052-954-8868